

●香川県公安委員会告示第8号

平成12年香川県公安委員会告示第18号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく診断を行う医師の指定）及び平成12年香川県公安委員会告示第19号（警備業法の規定に基づく診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年6月16日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

1 平成12年香川県公安委員会告示第18号の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
医師の氏名	所属病院の名称	所在地	医師の氏名	所属病院の名称	所在地
吉田穂束	略		<u>大西寧</u>	大西病院	高松市上天神町336番地
			吉田穂束		
略			略		

2 平成12年香川県公安委員会告示第19号の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
医師の氏名	所属病院の名称	所在地	医師の氏名	所属病院の名称	所在地
吉田穂束	略		<u>大西寧</u>	大西病院	高松市上天神町336番地
			吉田穂束		
略			略		